

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 工 事 名 帯山中学校校舎増改築工事（その4）
- 2 請 負 金 額 1, 4 6 3, 0 0 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 吉永・増永建設工事共同企業体
代表者 熊本市南区御幸笛田2丁目15番1号
株式会社 吉永産業
代表取締役 吉永 隆夫

熊本市中央区水前寺3丁目3番25号
株式会社 増永組
代表取締役 鷹尾 雄二

（提出理由）

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。